

各 位

新しい憲法をつくる国民会議
(=自主憲法制定国民会議)
会長 清原淳平
<http://www.kiyohara-junpei.jp>
(kiyohara-junpeiだけでも可)

新しい憲法をつくる研究会 (第377回)

— 民間・議員・学者の三者合同の懇談・勉強会 —

- 日 時 令和5年1月20日(金) 午後1時半～3時半(延長しても4時閉会)
場 所 参議院議員会館 地下1階 B109会議室 千代田区永田町2-1-1
午後1時入館可能。参議院議員会館正面玄関にて、通行証を差し上げます。
(時間厳守)
- 挨 拶 1) 午後1時半 清原淳平会長 挨拶
議 題 2) 午後1時45分～午後2時30分
憲法中の最大の課題「第9条」、その問題点を詳細解説する！
——スライドを活用して、清原から、分かりやすく説明——
- 意見交換 3) 午後2時30分～同3時30分
一同にて、意見交換・懇談

出欠返信 FAX用

第377回 自主憲法研究会 (=新しい憲法をつくる研究会)

令和5年
1月20日(金) 午後1時半～午後3時半(延長しても4時散会)
参議院議員会館 地下1階 B109会議室
丸の内線国會議事堂前駅より5分、有楽町線永田町駅より2分

出席 欠席 (いずれかに○印) 会費 500円
当団体FAX先 (03) 3581-7233

御芳名 _____

貴方様のFAX _____ 電話 _____

- ☆ 会員で、FAXのない方は、出席時のみ、お電話にてご一報下さい。
☆ 非会員で参加ご希望の方は、テロ対策への警備から、必ず前日までに
お名前・ご住所・電話・FAX・略歴を、事務局まで、ご連絡下さい。

御 報 告

当「自主憲法制定国民会議」(=新しい憲法をつくる国民会議)は、昭和54年4月に、岸信介元総理会長のもと、清原淳平が常務理事兼事務局長として執行を委ねられて以降、岸信介元総理の信念「現行憲法の合理的合法的改正」を厳守して(つまり現行憲法無効・明治憲法復元ではない)、以来、約40年間、毎月一回、当団体勉強会「自主憲法研究会」を、衆・参いざれかの議員会館会議室を借りて、継続してまいりました。

しかし、令和2年から発生した新型コロナウイルスの世界的大流行に対処するために、政府から、「緊急事態宣言」や「蔓延防止等重点措置」が発令された時は、政府の方針に従い、当団体勉強会も、中止しなければなりませんでした。

その新型コロナウイルスも、次々と変異種が生まれるので、すでに三年となるに及び、現在の岸田政権は、諸外国の例に倣い、国民の生活・経済活動を優先して、昨年8月下旬、「緊急事態宣言」を始めとする制約を撤廃し、新型コロナ発生以前の状態に復しましたので、当「自主憲法制定国民会議」も、昨年の9月から、平常に戻し、毎月、開催しております。(なお本年5月3日、「改憲川柳」第9回全国公募、第54回国民大会も開催予定)

そこで、当団体は、昨年10月から「自主憲法研究会」を本格開催。10月24日(月)の研究会は、大元に立ち返り、創立会長・岸信介元総理のご信念たる「現行憲法の合理的合法的改正」をしっかりと認識するためにも、岸信介先生の御経歴を始め、商工省時代から満州國総務長時代、日本に戻っての閣僚時代、東條英機総理に退陣を迫った話、占領軍によりA級戦犯に指名拘束されながら東京裁判では不起訴となった話、そして政界復帰するや保守合同に尽力して実現。そして昭和32年、総理大臣に就任してからの数々の実績について、スライドを駆使して、詳しく紹介・解説をいたしました。

次に、去る11月28日の「研究会」は、基本的テーマ『なぜ、憲法改正が必要か！』を解説。12月26日は、「日本国憲法の前文」は内容がどこから採られたかその原文を洗い出しました。そこで今回は、会員からの要望より、「第9条 戦争放棄」の詳細解説を申し上げることにいたしました。奮っての御参加お待ち申し上げます。

なお、安倍晋三元総理が狙撃され亡くなられたことから、いま「旧統一教会関係問題」が浮上してきて、岸田文雄内閣では、かのグループとの関係遮断、を求めておりますが、当団体は、1990年台に、かのグループが、高額献金をさせたり、高額商品を買わせたり、合同結婚式にて日本人には高額な寄付をさせたり等々の事件が分かった時以降、統一教会や国際勝共連合の会員になったり、当団体の会員になってもらったり、また、国際勝共連合現会長とお会いしたことありません。

ただ、当方が5月3日に公共施設を一日借りて、主催・開催している「自主憲法大会」(=「新しい憲法をつくる国民大会」)は、公開の場ですから、先方から参加して来られる場合に、阻止するわけにはいきませんし、世界日報さんは一般的報道と認識しておりましたので、取材にも応じていました。ともかく、現政府が、どう対処するのか待ちです。